

平成28年における クレーン等による死亡災害発生状況

平成28年のクレーン等に関する労働災害による死傷者数は1,637人であり、前年と比べると44人（2.0%）減少している。

また、平成28年におけるクレーン等に関する労働災害による死亡者数は66人で、前年と同数であった（図1）。

1 業種別発生状況

平成28年のクレーン等に関する死傷災害を業種別にみると、製造業が695人（クレーン等に関する死傷災害全体の42.5%）で最も多く、次いで建設業が435人（同26.6%）、運輸交通業205人（同12.5%）の順となっている。製造業は前年と比べると11人増加し、建設業では

36人減少した（表1）。

また、死亡災害を業種別にみると、製造業が最も多く28人（クレーン等に関する労働災害による死亡者数の42.4%）、次いで建設業23人（同34.8%）、その他の事業11人（同16.7%）、陸上貨物運送事業4人（同6.1%）となっている。

前年に比べ、製造業では8人、その他の事業で4人それぞれ増加した。また、建設業で7人、陸上貨物運送業で4人、港湾荷役業で1人それぞれ減少した（表2）。

2 業種別・機種別発生状況

平成28年のクレーン等に関する死亡災害発生状況を業種別・機種別にまとめたものが表2

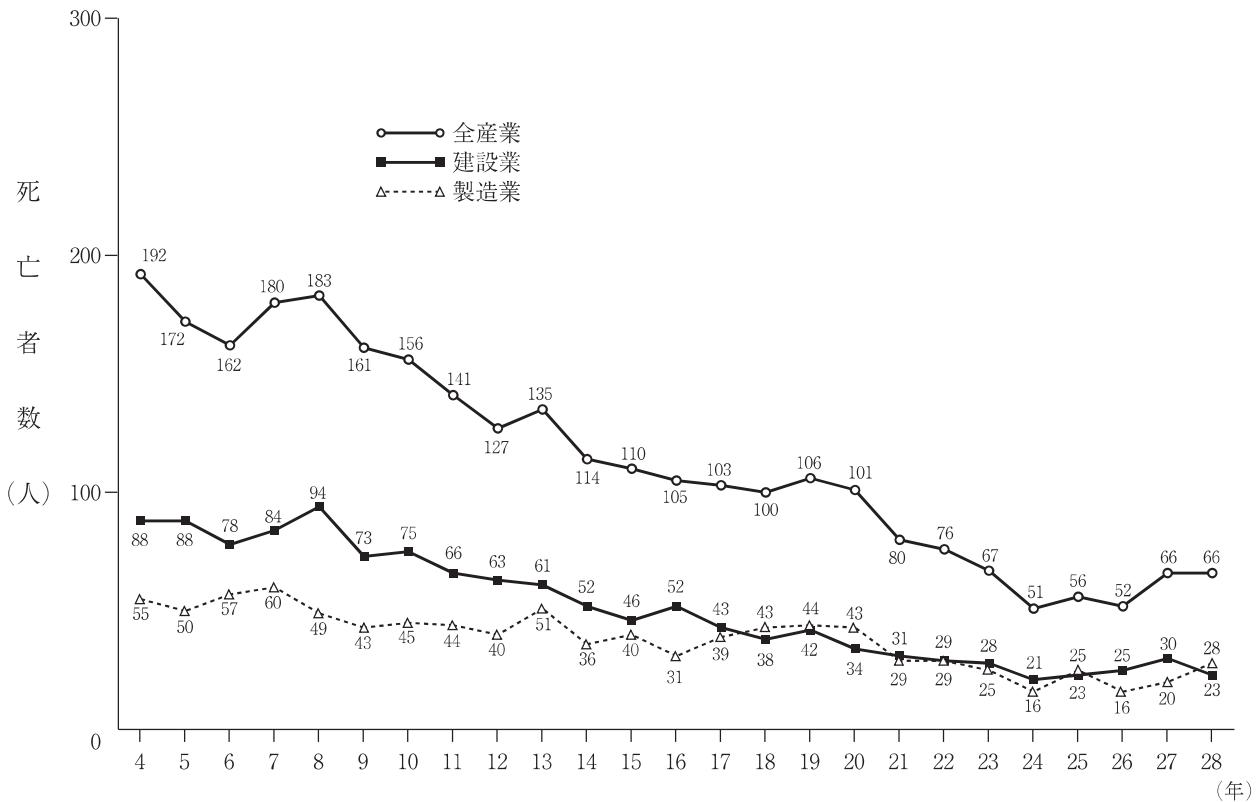


図1 労働災害死者数の推移

表1 クレーン等による業種別、機種別死傷災害発生状況（平成28年）

(人)

機種 業種	クレーン	移動式 クレーン	デリック	エレベータ, リフト	ゴンドラ	その他の動力 クレーン等	合計
製造業	556	58	—	46	1	34	695
鉱業	2	2	—	—	—	1	5
建設業	68	313	—	16	2	36	435
交通運輸事業	74	112	—	12	—	7	205
貨物取扱業	15	6	—	1	—	3	18
農林業	1	13	—	1	—	15	25
畜産・水産業	1	7	—	2	—	2	109
商業	29	48	—	30	—	2	109
その他	26	38	—	37	2	17	120
計	772	597	—	145	5	118	1,637

表2 クレーン等による業種別・機種別死亡災害発生状況（平成28年・死者数）

機種 業種	クレーン							移動式クレーン							デ リ ック	エ レ ベ ー タ ー	簡 易 リ フ ト	建 設 用 リ フ ト	ゴ ン ド ラ	合 計
	天 井 ク レ ー ン	橋 ジ ブ ク レ ー ン	ジ ブ ク レ ー ル	テ ス タ ッ カ ー	ク レ ー ン	ケ ー ブル ク レ ー ン	小 計	ト ラ ック ク ク レ ー ン	車 ト ラ ック ク 積 載 ー 形 ン	ホ イ ル ク レ ー ン	ク ロ ー ラ ク レ ー ン	浮 き ク レ ー ン	不 明	小 計						
製造業	17 (9)	2 (4)	3 (1)	2 —	—	—	24 (14)	—	— (1)	2 —	—	— (1)	2 — (2)	—	2 (2)	— (2)	—	— (2)	— (2)	28 (20)
鉱業	—	—	—	—	—	—	— ()	—	—	—	—	—	— ()	—	—	—	—	—	— ()	
建設業	— (1)	— (1)	2 —	—	1 —	1 (1)	4 (3)	1 —	4 (8)	7 (7)	3 (9)	2 —	— (1)	17 (25)	—	2 (1)	— (1)	—	— (1)	23 (30)
交通運輸事業	—	—	—	—	—	—	— ()	—	—	—	—	—	— ()	—	—	—	—	—	— ()	
陸上貨物業	— (3)	2 —	—	—	—	—	2 (3)	—	— (3)	1 (2)	—	—	1 — (5)	—	1 —	—	—	—	4 (8)	
港湾荷役業	—	—	—	—	—	—	— ()	— (1)	—	—	—	—	— (1)	—	—	—	—	—	— (1)	
その他の事業	4 —	1 —	—	—	— (1)	—	5 (1)	1 —	1 (2)	— (1)	—	—	2 — (3)	—	3 (2)	1 (1)	—	— (1)	11 (7)	
合計	21 (13)	5 (5)	5 (1)	2 ()	1 (1)	1 (1)	35 (21)	2 (1)	5 (14)	10 (9)	3 (10)	2 ()	— (2)	22 (36)	— ()	8 (5)	1 (4)	— (1)	— (1)	66 (66)

である。

機種別ではクレーンによる死亡災害が35人（クレーン等に関係する死亡災害全体の53.0%），移動式クレーンによる災害が22人（同33.3%）で，両者合わせて全体の86.3%を占め，次いで，エレベーターによるものが8人（同12.1%），簡易リフトによるもの1人（同1.5%）となっている。

これについて前年と比較すると，クレーンによるものが14人増加し，移動式クレーンによるものは14人減少した。エレベーターによるものは3人の増加，簡易リフトによるものはそれぞれ3人の減少となった。なお，建設用リフトによるもの，ゴンドラによるものは昨年に続き0であった。

機種細別では，天井クレーンによるものが21人と最も多く，次いでホイールクレーンによるものが10人，橋形クレーン，ジブクレーン，車両積載形トラッククレーンによるものがそれぞれ5人となっている。

これについて前年と比べると，クレーンでは天井クレーンは8人の増加，ジブクレーンによるものが4人の増加など。一方，移動式クレーンでは，車両積載形トラッククレーンによるものは11人減少したほか，クローラクレーンによるものが7人減少となっている。

業種との関係を見ると，クレーンによるものは製造業が24人（クレーンに関係する死亡災害の68.6%）と最も多く，移動式クレーンによるものは建設業が17人（移動式クレーンに関係する死亡災害の77.3%）と最も多くなっている。

これらについて前年と比べてみると，製造業では，クレーンについては，天井クレーンによるものが8人増加，ジブクレーン，テルハによるものは2人増加し，橋形クレーンによるものは2人減少した。

建設業では，移動式クレーンについては，浮きクレーンが2人増加し，クローラクレーンによるものが6人，車両積載形トラッククレーンによるものが4人それぞれ減少などとなっている。

3 現象別・機種別発生状況

平成28年のクレーン等に関係する死亡災害を災害現象別・機種別にまとめたものが表3(1)である。

災害現象別では，多い順に，落下によるもの，狭圧によるものを原因とするものがそれぞれ26人（クレーン等による死亡災害全体の39.4%），墜落によるもの10人（同15.2%）のほか，つり荷・つり具が激突したものは3人，機体・構造部分が折損・倒壊・転倒したことによるものが1人となっている。

これについて前年と比べると，狭圧によるものは7人と大幅な増加となっており，一方，機体・構造部分が折損・倒壊・転倒によるものが8人と大幅な減少となった。

現象別に災害の内容をさらに詳しく見ると，次のとおりである。

(1) 落下による災害

落下による災害の中では，つり荷の落下によるものが21人（落下による死亡災害全体の80.8%）で依然として大きな割合を占めている。

表3(2)には落下による災害及び機体等の折損・倒壊・転倒による災害をさらに詳細に分類している。

クレーンのフック等からつり荷が外れたことによるものが6人，玉掛けワイヤロープ等の切断によるものが5人，玉掛けワイヤロープ等からつり荷が外れたことによるものが4人，クレーンのフック等から玉掛けワイヤロープ等が外れたことによるものが3人などとなっており，落下全体では3人の減少となった。

(2) 狹圧災害

狭圧災害では，表3(1)に示すように，機体（搬器）と他の構造物によるものが9人と3人の増加，つり具・つり荷と床上の物体によるものが6人で3人の増加となったほか，床上の物体の転倒によるもの，その他が4人となり狭圧の合計では26人となり，前年の19人に比べ7人の大幅な増加となった。

表3(1) クレーン等による現象別・機種別死亡災害発生状況（平成28年・死者数）

機種	クレーン						移動式クレーン						デ	工	簡	建	ゴ	合			
	天井クレ	橋形クレ	ジブクレ	テブルクレ	スタッククレ	ケーブルクレ	小計	トラッククレ	車両積載	トラッククレ	ホイールクレ	クーラークレ	浮きクレ	不	小計	リ	レバ	易	設用	シ	は
現象	ン	ン	ン	ハ	ン	ン	ン	形	ン	ン	ン	ン	ン	明	計	ツ	タ	リ	フ	ド	平成
落下	つり荷の落下によるもの	7	1	3	1	—	1	13	—	2	4	1	1	—	8	—	—	—	—	—	21(15)
	機体の落下によるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	搬器の落下によるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1(3)
	ジブの落下によるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	積み荷等荷の落下によるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—(4)
	その他の	1	1	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	3(2)
小計		8	2	3	1	—	1	15	1	2	4	1	1	—	9	—	1	1	—	—	26(24)
つり荷、つり具が激突したもの		2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	3(2)
狭圧	つり具、つり荷と床上の物体によるもの	5	—	—	—	—	—	5	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	6(3)
	つり荷の転倒によるもの	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	床上の物体の転倒によるもの	2	1	—	—	—	—	3	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	4(3)
	機体(搬器)と他の構造物によるもの	2	—	1	—	1	—	4	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	9(6)
	機体にひかれたもの	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
	機体に接触したもの	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1(5)
	その他の	2	—	—	—	—	—	2	—	—	1	1	—	—	2	—	—	—	—	—	4(2)
小計		11	2	1	—	1	—	15	—	2	2	2	—	—	6	—	5	—	—	—	26(19)
墜落	機体(搬器)からによるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1(3)
	つり荷に押されたもの	—	1	1	—	—	—	2	1	—	2	—	—	3	—	—	—	—	—	—	5(4)
	機体(搬器)と共に墜落したもの	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	2
	作業床等から墜落したもの	—	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—	1	—	—	—	—	2(3)
	その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	—	1	1	1	—	—	3	1	—	4	—	—	5	—	2	—	—	—	—	10(10)
機体、構造部分が折損、倒壊、転倒したもの		—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1(9)
感電		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—(1)
その他の		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—(1)
合計		21	5	5	2	1	1	35	2	5	10	3	2	—	22	—	8	1	—	—	66(66)

表3(2) つり荷の落下及び機体等の折損・倒壊・転倒による死亡災害の内訳（平成28年・死者数）

現象	機種	クレーン					移動式クレーン					デ	エ	簡	建	ゴ	合()	内は 平成 27 年 計	
		天井クレイン	橋形クレイン	ジブクレーン	テルクレーン	スタッブルクレーン	ケーブルクレーン	小計	トラッククレーン	車両積載	トラッククレーン	荷物クレーン	クレーン	浮きクレーン	浮きクレーン	リフタ	リフト	設用リフ	グラン
つり荷の落下下	ワイヤロープ等の切断	巻上げワイヤロープ等の切断によるもの	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (—)
	玉掛けワイヤロープ等の切断によるもの	—	—	—	1	—	—	1	—	2	2	—	—	4	—	—	—	—	5 (2)
	クレーンのフック等から玉掛けワイヤロープ等が外れたことによるもの	2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	3 (3)
	玉掛けワイヤロープ等からつり荷が外れたことによるもの	1	—	1	—	—	1	2	—	—	2	—	—	2	—	—	—	—	4 (5)
	クレーンのフック等からつり荷が外れたことによるもの	4	1	1	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6 (4)
	クレーンのフック等が破損したことによるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	1 (1)
	小計	7	1	3	1	—	1	13	—	2	4	1	1	8	—	—	—	—	21 (15)
	その他の落下下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(9)
	小計	7	1	3	1	—	1	13	—	2	4	1	1	8	—	—	—	—	21 (24)
折損・倒壊・転倒	ジブが折損、倒壊したもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	支柱、脚等が倒壊したものの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(1)
	機体が転倒したものの	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1 (8)
	その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1 (9)

(3) 墜落による災害

墜落による災害では、つり荷に押されたもの5人、機体（搬器）と共に墜落したもの及び作業床等から墜落したものがそれぞれ2人となつた。墜落全体としては前年と同数の10人であった。

(4) 機体等の折損・倒壊・転倒による災害

表3(1)に示すようにこの種の災害によるものは1人である。その内訳は表3(2)に示すよう

に、移動式クレーンが1人となっている。前年と比べると9人から1人への大幅な減少となつた。

(5) つり荷等の激突による災害

第3表(1)に示すように、つり荷・つり具が激突したことによるものは3人で1人の増加であった。

4 能力別・機種別発生状況

平成28年のクレーン等に係る死亡災害を能力別・機種別にまとめたものが表4である。

ほかには、10t以上20t未満が9人、5t以上10t未満、30t以上が6人、20t以上30t未満が5人などとなっている。

5 死亡災害事例

平成28年のクレーン等に係る死亡災害66人(65件)についてクレーン(34件)、移動式クレーン(22件)、エレベーター(8件)及び簡易リフト(1件)に分けて災害発生状況、災害発生原因等を記載したものが表5である。

表4 クレーン等による機種別・能力別死亡災害発生状況(平成28年・死者数)

機種 項目	クレーン							移動式クレーン							デ リ	工 レ ベ リ ッ ク	簡 易 リ タ ク	建 設 用 リ ト	ゴ ド ラ	合			
	天 井 ク レ ー ン	橋 形 ク レ ー ン	ジ ブ ク レ ー ン	テ ル ク レ ー ン	ス タ ッ カ ー ク レ ー ン	ケ ー ブ ル ク レ ー ン	小 計	ト ラ ック ク ク レ ー ン	車 両 積 載 形 ン	ト ラ ック ク ク レ ー ン	ホ イ ル ク レ ー ン	ク ロ ー ク ク レ ー ン	浮 き ク レ ー ン	不 明	小 計	工 レ ベ リ タ ク	簡 易 リ フ	建 設 用 リ ト	ゴ ド ラ	合			
能力内訳	1t未満	—	—	—	—	—	(1)	—	—	—	—	—	—	—	(3)	—	—	—	6 (2)	1 (2)	—	—	7 (8)
	1t以上 3t未満	9 (5)	4 (1)	3 —	2 —	—	1 (1)	19 (7)	2 —	5 (11)	—	2 (4)	—	—	9 (15)	—	1 (3)	—	1 (1)	—	—	—	29 (26)
	3t以上 5t未満	2 (1)	—	—	—	—	—	2 (1)	—	—	1 (2)	—	—	—	1 (3)	—	—	—	—	—	—	3 (4)	
	5t以上 10t未満	3 (2)	1 (2)	—	—	—	1	—	5 (4)	—	—	1 —	—	—	—	1 ()	—	—	—	—	—	—	6 (4)
	10t以上 20t未満	5 (3)	—	2	—	—	—	7 (3)	—	—	2 (3)	—	—	—	—	2 (4)	—	—	—	—	—	—	9 (7)
	20t以上 30t未満	2 (2)	—	—	—	—	—	2 (3)	—	—	3 (2)	—	—	—	—	3 (2)	—	—	—	—	—	—	5 (5)
	30t以上	—	— (1)	— (1)	—	—	—	— (2)	— (1)	—	3 (2)	1 —	2 —	—	6 (4)	—	—	—	—	—	—	—	6 (6)
	不明	—	—	—	—	—	—	— (0)	—	— (3)	—	— (1)	—	— (1)	— (5)	—	— (1)	—	— (1)	—	— (1)	—	1 (6)
合計		21 (13)	5 (5)	5 (1)	2 0	1 (1)	1 (1)	35 (21)	2 (1)	5 (14)	10 (9)	3 (10)	2 0	— (2)	22 (36)	— (0)	8 (5)	1 (4)	— (0)	— (0)	— (0)	66 (66)	

表5 死亡災害事例（65件（66人））

(1) クレーン（34件）

No.	業種	機種 (つり上げ 荷重又は 積載荷重)	発生月	死傷者		事故の型	災害発生状況	災害発生原因
				死	傷			
1	製造業	ジブクレーン 2t	1	1	—	飛来、落下	被災者は、四角柱のビレット（150mm×150mm、長さ2.5m、重量250kg）を定格荷重2tのジブクレーンでリフティングマグネット（最大使用荷重1t）を使ってつり上げ、移動していたところ、リフティングマグネットからビレットが外れ、当該ビレットが被災者に落下したもの。なお、当該ビレットは、長さの約半分が空洞となっている不良品であり、重心が偏っていた。	ビレットの重心から外れた位置でリフティングマグネットを使用したこと。
2	製造業	天井クレーン 4.9t	1	1	—	激突され	鉄くずをトラックに積み込む作業を行う際、リフティングマグネットをつり下げた天井クレーンを無線機で操作中、運転操作を誤り、当該リフマグと隣接するつかみ機の運転室に挟まれたもの。被災者はつかみ機の運転室横のステップにのってクレーンを運転していた。	つかみ機のアーム頂部と天井クレーンのガーターが干渉することから、被災者は両者の接近に気を取られ、リフマグから目を離したため。
3	製造業	天井クレーン 15t	2	1	—	激突され	被災者が直径2.7メートル、重さ4.7トンの荷（鉄製の蓋）をつり上げ荷重15トンのホイスト式天井クレーンにて運搬中に、荷が振れて被災者の背後にあった縦横2メートル高さ1.5メートル、重さ7トンの鉄製のスクラップバッグとの間に挟まれたもの。	適切な作業標準が作成されていなかったこと。 つり荷の特性に応じた玉掛け方法でなかったこと。
4	製造業	天井クレーン 2.83t	2	1	—	崩壊、倒壊	工場内で天井クレーンを操作していた作業者が、フックがH鋼に引っかかった状態に気付かず天井クレーンをつり上げようとしていた。そのため、フックが引っかかっていることに気付いた被災者が外そうとしたところ、作業者が天井クレーンをつり上げたため、H鋼がバランスを崩して倒れてきて、被災者がH鋼の下敷きになったもの。	合図者による合図が徹底していなかったこと。 不足のトラブル等も想定した作業計画が作成されていなかったこと。
5	建設業	ケーブル クレーン2.9t	2	1	—	飛来、落下	急傾斜地の崩壊防止工事現場において、ケーブルクレーンを用いて、解体した単管足場の部材をつり上げたところ、部材が崩れ、足場上にいた被災者に激突し、法面から転落したもの。	玉掛けが不十分であったこと。
6	その他の事業	天井クレーン 2.8t	2	1	—	激突され	車両系建設機械の修理工場建屋内で、アタッチメントの補修材料として使用する鉄板（1680×1530ミリ：約200kg）を天井クレーン（2.8t）で移動させていたところ、鉄板をつっていたクランプとフック（玉掛け用具）が外れ、クレーンを運転していた被災者に倒れかかったもの。	クランプとフックのかけ方が不適切であったこと。
7	製造業	天井クレーン 5.03t	3	2	—	激突され	3名でトラック荷台に積まれた鋼材（7束）を1mほど離れたトラックに運ぶ作業を行っていた。被災者の内、1名は天井クレーンの操作を行い、もう1名は荷振れ防止のため鋼材を支える等の補助作業を行い、トラック運転手は荷台で玉掛け作業を行った。最後の1束をトラックに運んでいたところ、クレーンの誤操作により鋼材が大きく振れて、トラック運転手以外の2名に激突したもの。	クレーンの誤操作を行ったこと。

8	製造業	天井クレーン 2.8t	3	1	—	激突され	被災者は、長さ約8m、幅約20cm、重量約600kgの鉄骨部材の下に垂木を配置するため鉄骨部材の近くで待機していた。別の作業者が定格荷重2.8tの天井クレーンで鉄骨部材をつり上げようと地切りしたところ、鉄骨部材が横にずれ、隣に置いてあった同形状の鉄骨部材に激突、激突された鉄骨部材が被災者側へ倒れ、下敷きとなったもの。	鉄骨部材の玉掛けが不適切であったこと。
9	製造業	橋形クレーン 2.0t	3	1	—	崩壊、倒壊	高さ1.2m、長さ7.6m、幅25cm、重量約1tの梁を定格荷重2.0tの片脚橋型クレーンで立てたまま移動させ、玉外し後にクレーンの巻上げ操作を行ったところ、玉掛け用具が立てていた梁に引っかかり、倒れて来た梁とクレーン脚部との間に被災者が挟まれたもの。この梁は、建築用鋼材の接続プレートが片方の端に取り付けられており重心が偏心していた。	梁が偏心しており、不安定な状態にあったにもかかわらず、適切な転倒防止対策を講じていなかったこと。
10	製造業	ジブクレーン 12t	3	1	—	はさまれ、巻き込まれ	修繕船のスクリューの溶接補修作業を出張で行っていた被災者は、作業終了後、を使用した溶接機・工具等を渠底から運び出すため、造船所の12tジブクレーンのオペレータに運搬を依頼、当該渠底から荷卸先のトラックに移動すべく、船渠中央部にある昇降階段を通り、船渠サイドに上がった直後、荷をつり走行してきた当該ジブクレーンのサドルに接触、サドルと船渠サイドの手すりとの間にはさまれたもの。	クレーンの操作を行っている際に、適切な退避措置を講じていなかったこと。
11	製造業	テルハ1t	3	1	—	飛来、落下	テルハ（つり上げ荷重1トン）によりフレキシブルコンテナ（700kg）をつったところ、つっていたナイロンひもが切れ、コンテナ下部の巾着紐の緩め作業を一人で行っていた被災者が、落下したコンテナとホッパーとの間に挟まれたもの。	玉掛け用具として使用していたナイロンひもの強度が不足していたこと。
12	製造業	テルハ1.2t	3	1	—	墜落、転落	工場2階の物品揚降口（150cm×183cm）の床蓋を開口させるにあたり、テルハ型クレーンを使用して床蓋をつり上げたところ、蓋が手すりに引っかかったため、直そうとして物品揚降口の囲いのない開口部から3.9m下方の1階床面に墜落したもの。	開口部に囲いが設置されておらず、また、安全帯も着用していなかったこと。
13	その他の事業	橋形クレーン 5.07t	3	1	—	飛来、落下	被災者は、橋形クレーン（5.07t）を使用し、トレーラーにシートパイル（8枚1山（約4t））の積込み作業を行っていた。トレーラーの運転手が玉外し後、玉掛け用ワイヤロープ（4m）をクレーンのフックにのの字掛けにした。次の山を取りに行くため、被災者がクレーンを走行させていたところ、玉掛け用ワイヤロープがヤード内に段積みされていたシートパイルの角に引っかかり、シートパイル2枚が落下し、被災者に激突したもの。	合図者が適切に配置されておらず、クレーンのフックに掛けられていた玉掛けワイヤーが、シートパイルの角に引っかかったことに気付かないままクレーンを走行させること。

14	製造業	天井クレーン 2.8t	4	1	—	飛来、落下	つり上げ荷重2.8トンの天井クレーンを操作し加工物を地上から1.6mの高さまでつり上げたままの状態で加工物の下部を塗装していたところ、2点づりで玉掛けしていたワイヤロープのうちの1本が天井クレーンのフックから外れ、加工物が落下し、被災者に当たったもの。	つり具の玉掛けが不十分であったこと。
15	建設業	ジブクレーン 2.9t	4	1	—	飛来、落下	13階建てマンションの建設工事において、10階壁の配筋作業中、当該箇所で作業を行っていた鉄筋組立業者がクライミングクレーンを用いて廃材を地上まで下ろしていたところ、高さ約30mの位置で廃材の一つである鉄筋（長さ30cm、直径35mm）がワイヤーモッコから落下し、地上で内装設備の搬入作業を行っていた被災者に当たったもの。ワイヤーモッコに直径6cm程度の穴が複数あいていたほか、中心部分が破れていたなど不適切な玉掛け用具を使用していた。	荷よりも大きな穴が空いており、損傷も認められる等不適切な玉掛け用具を使用したこと。
16	製造業	天井クレーン 20t	5	1	—	激突され	天井クレーン（20t）でつり上げた薄板コイル（重量5,558kg）の梱包作業中、天井クレーンの走行方向で待機していた被災者につり荷である薄板コイルが激突し、定置されていた別の薄板コイルとの間に挟まれたもの。	クレーン運転士の誤操作によるもの。
17	製造業	天井クレーン 20t	5	1	—	飛来、落下	被災者は、梱包された鉄板の束（2400×1200×5mm、19枚、計2t）を4束積んだ荷を、ハッカーの4点づりで天井クレーン（20t）を用いてつり上げ、移動させていた。荷を移動させている途中、一方のハッカーが外れ、荷が落下し被災者に当たったもの。	ハッカーのツメが荷に十分かかっておらず、クレーンにより移動させている途中に外れたもの。
18	陸上貨物運送事業	橋形クレーン 2.8t	5	1	—	激突され	2.8t橋形クレーンを用いて、トレーラーで運搬してきた鋼板15枚を3枚ずつ（1.5m×6.0m×22mm：重さ約1.6t×3枚）荷下ろしする作業中、玉掛け用ワイヤーロープとハッカーとの組合せにより鋼板中央部で2本掛けで玉掛けをし、巻き上げたところ、ハッカーが外れ、被災者に激突したもの。	定格荷重を超える荷をハッカーを用いてつり上げたこと。
19	製造業	天井クレーン 15t	6	1	—	はさまれ、巻き込まれ	棒鋼の圧延工程において、圧延機の部品（13.4t）を交換する作業に従事していた被災者が一人で天井クレーン（15t）を使い、無線で運転しながら搬送していたところ、運んでいた部品と部品置場に置かれていた部品の間に挟まれたもの。	クレーンの操作を誤ったこと、また、クレーンでつり上げた部品に近接して作業を行っていたこと。
20	製造業	橋形クレーン 2.8t	6	1	—	飛来、落下	被災者は橋形クレーンを用い、自ら玉掛けし、H鋼（約10.3×0.9×0.3m、約1～2t）をH状に置かれた状態からI状に起こしていた。H鋼を起こし終わり、荷外ししたクランプをH鋼から十分に離さないままクレーンの操作をしたため、クランプがH鋼のフランジに引っ掛かり、H鋼がつり上げられたところでクランプが外れ、H鋼が倒れて被災者が挟まれたもの。	荷外しの際にクランプをフランジ等に引っ掛けられない位置に移動させていなかったこと。クレーンを運転する際にクランプから目を離していたこと。

21	製造業	天井クレーン 5.07t	6	1	—	崩壊、倒壊	被災者がホイスト式天井クレーン（つり上げ荷重5.07トン）を移動させていたところ、クレーンフックに掛けてあった玉掛け用ハッckerが床に置いてあった二段積みの鋼材のフランジ部分に引っ掛かり、二段目の鋼材がバランスを崩し傾き、横に置いてあったH型鋼との間に被災者が挟まれたもの。	クレーンフックに掛けてあった玉掛け用ハッckerの高さが、工場床に置かれていた鋼材等よりも低い位置でクレーンを走行させたため。
22	製造業	天井クレーン 10.2t 3.03t	6	1	—	飛来、落下	天井クレーンで台車上に鉄骨を移動させた後、玉掛け者は荷外しされたハッckerをフックにかかった状態で鉄骨脇に束ねておいた。被災者はハッckerの状態を確認せずにクレーン操作を行ったところ、ハッckerが鉄骨に引っかかって鉄骨がつり上がり、被災者に向かって倒れたもの。	荷外し後に、ハッckerを鉄骨にかかる位置に移動させず、クレーン操作を行う際に、ハッckerの状態を確認させていなかったこと。
23	製造業	天井クレーン 2t	6	1	—	飛来、落下	トラックで搬入された50枚の鉄板束（重量約2,685kg）をホイスト式天井クレーン（定格荷重2t）で所定位置に運搬させるため、被災者とトラック運転者がトラックの荷台上で玉掛けし、被災者がクレーンを走行させたところ、鉄板束が被災者の上に飛来・落下し、被災したもの。	クレーン走行中に、被災者をつり荷の下に立ち入らせたこと。 クレーンの運転の特別教育を実施していないこと。
24	建設業	ジブクレーン 2.85 t	6	1	—	激突され	構内運搬用のトラックにジブクレーンを用いて結束された鉄筋束（長さ1.5～2.85m、重量約140kg）の積込み作業中、つり荷が振れ、荷台上で待機していた被災者に激突、荷台から墜落したところにつり荷が落下して、地面に置いてあった鉄筋と落下した荷に挟まれたもの。	つり荷の玉掛け方法が不適切であったこと。
25	建設業	スタッカークレーン5.25t	6	1	—	はさまれ、巻き込まれ	スタッカークレーン（つり上げ荷重5.25t）のケーブル交換工事において、一人の作業者が運転席・フォークと共に高所に配置し、地上で被災者が上から下ろされるケーブルの長さ確認をする作業中、運転者がクレーンを約1m前進させた際に地上を確認したところ、被災者が柱とクレーン制御盤の間約13cmのすき間に挟まれたもの。	クレーンが運転されている際に、関係労働者を適切な場所に退避させていなかったこと。
26	製造業	ジブクレーン 15.6t 2t	7	1	—	墜落、転落	被災者は、自社工場の外壁のトタン板を取り外すため、ジブクレーンの補巻用フックに鋼製の搭乗設備（重量956kg）を掛け、当該搭乗設備に一人で搭乗し、無線操作でクレーンを運転して地上8メートルまで巻き上げた位置で止め、外壁のトタン板を取り外していたところ、補巻用ワイヤロープが突然切断したため、搭乗設備と共に高さ8メートルから地上に墜落したもの。搭乗設備をつっていた補巻用ワイヤロープ（外径10mm）が腐食していた。	補巻用ワイヤロープの点検が適切に行われておらず、腐食状態が放置されていたこと。
27	製造業	天井クレーン 10.2t	9	1	—	はさまれ、巻き込まれ	2名で天井クレーンの月例点検を行い、点検終了後、地上にいたAがブザーにて合図を行い、クレーン上に人影がないことを目視したのち、ホイストの横行操作を行ったところ、退避が不十分であった被災者がガーダ歩道上のトロリ線メンテ用のはしごとホイストに挟まれたもの。	クレーン操作前における危険範囲からの労働者の退避の安全確認が不十分であったこと。

28	製造業	天井クレーン 2.8t	9	1	—	飛来、落下	被災者が天井クレーンを運転し、建築用鉄骨部材(1.2t)を玉掛けし、移動させようとしたところ、クランプで1点づりしていた部材が玉掛け用具から外れ建築用鉄骨部材が落下し、被災者に当たったもの。	クランプで1点づりしていたため、つり荷が外れやすくなっていたこと。
29	陸上貨物運送事業	橋形クレーン 2.8t	9	1	—	崩壊、倒壊	工場ヤードにおいて門型クレーンを用いてH鋼(重さ約2.5t、長さ約9m)をトレーラーの荷台に積み込む作業において、最後の8本目を積み終えた後、被災者はH鋼の上に乗って玉掛けクランプを外し、クレーンの運転手に巻上げを指示したところ、玉掛けクランプがH鋼に引っかかり、H鋼もろとも被災者が地上に落下したもの。	玉外し後の作業方法が不適切であったため、玉掛けクランプがH鋼に引っかかったこと。
30	その他の事業	天井クレーン 3.045t	10	1	—	はさまれ、巻き込まれ	天井クレーンの月例定期自主検査において、走行試験を行うため、作業指揮者が操作者に合図してクレーンを走行したところ、クレーンガーダ上にいた被災者が天井梁とガータ手すりの間に挟まれたもの。	梁と歩道床面及び梁と手すりの間隔が狭く、法定の要件を満たしていなかったこと。
31	その他の事業	天井クレーン 2.827t	10	1	—	飛来、落下	ガラスを積載したガラス運搬用のパレット2基(ガラスを含んだ合計重量約1.2t)を天井クレーンでつり上げていたところ、ワイヤーロープで玉掛けしていたパレットの枠が外れ、パレットとガラスが床に落下して倒れた。当該クレーンを操作していた被災者が、倒れたパレットの下敷きになったもの。	玉掛け方法が不適切であったこと。
32	製造業	天井クレーン 2.87t	11	1	—	はさまれ、巻き込まれ	ロール状に巻かれた製品を床上操作式のクレーンを用いてトラックの荷台に積む作業を行っていたが、誤操作によりクレーンによって動かされた製品と床に置かれていた製品との間に挟まれたもの。	クレーンの誤操作を行ったこと。
33	製造業	天井クレーン 10.086t	11	1	—	崩壊、倒壊	製鉄に使う砂型をつくるための金枠(重さ:1個あたり約5~7トン)を工場内に移動させるため、天井クレーンを用いて台車に積み上げていた。金枠を4段(台車を含む全体の高さ:261cm)に積み終えたところ、最上段から順に金枠が被災者に向かって崩れ、金枠の下敷きとなってしまったもの。	金枠の積み方が不適切で、不安定な状態となっていたこと
34	その他の事業	天井クレーン 2.023t	11	1	—	飛来、落下	産廃の分別作業場においてを、2tの天井クレーンを操作し、両端にハッカーを取り付けたつり天秤を用いて玉掛けした重量約800kgの産業廃棄物輸送用脱着コンテナ(通称:バッカン)を運搬していたところ、つり荷のバッカンが滑り落ちて当該角部がクレーン操作者に当たった。本件クレーンの走行操作押鉗スイッチは以前から故障しており、長押しすると接点が離れず停止できないことからインチング操作しており、インチングによる操作を連続することで荷が振れてつり具から外れたもの。	操作ボタンの故障を修理せずに使用していたこと。また、インチングによる操作を連続することで荷が振れてつり具から外れたこと。

(2) 移動式クレーン (22件)

No.	業種	機種 (つり上げ 荷重又は 積載荷重)	発生月	死傷者		事故の型	災害発生状況	災害発生原因
				死	傷			
1	建設業	車両積載形 トラック クレーン2.9t	1	1	—	飛来、落下	被災者は、資材置き場内の片付け作業のため、車両積載形トラッククレーンの荷台上に積載された積み荷（鋼製ドリル、約250キログラム）の積下ろし作業を、同クレーンを使って行っていたところ、玉掛け用ベルトスリングが破断し、積み荷が落下し、その下敷きになったもの。	玉掛け用ベルトスリングの強度が不足していたこと。
2	建設業	ホイール クレーン13t	2	1	—	激突され	マンションの機械式立体駐車場解体現場において、解体した部材を移動式クレーン（つり上げ荷重10tでつり上げたところ、既存鉄骨梁に引っ掛かりつり上げることができなくなったため、被災者が鉄骨梁上に行きバールにてつり荷を引き離したところ、つり荷が振れて被災者に当たり、約5m下の地面に墜落したもの。	墜落防止措置が講じられていなかったこと。また、作業計画も作成されていなかった。
3	建設業	ホイール クレーン25t	2	1	—	飛来、落下	つり上げ荷重25トンのホイールクレーンを用いて荷（ロール状のコンベヤベルト：重量約6トン）をトラックの荷台に積み込む作業において、トラックの荷台上15cmの位置で荷を静止させた時、玉掛けに使用していた繊維ベルト（繊維ベルトの許容荷重が計5トン（1本あたり2.5トン）2本の内1本が切断したため、荷がいったん荷台に落下した後、地面に落下した。その際、荷下ろし作業のために荷台上で荷の近くにいた被災者に荷が激突し、被災者も地面に転落したものである。	繊維ベルトの許容荷重が計5トン（1本あたり2.5トン）だったにもかかわらず、約6トンのコンベヤベルトをつり上げていたこと。
4	建設業	車両積載形 トラック クレーン 2.93t	4	1	—	激突され	車両積載形トラッククレーンからの荷下ろし作業に際し、後方を向いていたクレーンのブームを前方におけるために、職長がクレーン操作のためエンジンキーを回したところ、ギアがバックに入っていたためトラックが不意に15cm程度後退した。その際、被災者が予定に反し後あおりの掛金を外しており、トラックの後退に伴い、後あおりが勢いよく開き、これが被災者の胸部に激突したもの。	被災者が予定に反し後あおりの掛金を外し、その瞬間にトラックが後退して当該後あおりが勢いよく開き、これが被災者の胸部に激突したもの。
5	その他の事業	トラック クレーン 2.93t	4	1	—	激突され	車両系建設機械のバケットを小型移動式クレーンを用いて、当該移動式クレーンの荷台へ積み込む作業を行っていた。バケット側のアタッチメント接続用のピンホールへ単管を通し、当該単管にフックをかけてつり上げ、地切りした際に、重心が移動し、バケットが被災者側に回転、被災者の足下がすべくわると同時に単管からフックが外れたため、荷とともに被災者が用水路へ転落し、法面と当該バケットの間にはさまれたもの。	外れ止め装置を具備していないフックを使用したこと。

6	建設業	浮きクレーン 70.0t	5	1	—	墜落、転落	水門の耐震補強工事において、水門側部の戸当り（扉と密着して水が漏れないようにする設備）の撤去作業中、切斷した戸当りの一部（約1.7tのコンクリート塊）にアンカーボルトを打ち込み、クレーンを用いてつり上げ、旋回しようとした際に、アンカーボルトが抜け、コンクリート塊が足場を直撃し、足場頂部から約16m下に落下、落下したコンクリート塊により、足場作業床が外れ開口部となった箇所から被災者1名が約12m下に墜落したもの。	アンカーボルトの締め付けが十分でなかったことから、抜け防止のための機能が有効に機能しなかったこと。
7	建設業	トラック クレーン 2.93 t	5	1	—	飛来、落下	建設現場で使用した型枠用単管パイプを資材置場に片付けるため小型移動式クレーンを使用し荷下ろしを行っている際に単管パイプ41本（1本あたり4.5m、約10kg）の下敷きとなったもの。	玉掛け方法が不適切であったこと。
8	陸上貨物 運送事業	ホイール クレーン10t	5	1	—	飛来、落下	トラックで運搬した野地板（91×1820×12ミリメートル×30枚×2、総重量約600キログラム）を移動式クレーン（つり上げ荷重10トン）で荷下ろし作業を行った際、荷が落下し被災者に激突したもの。	無資格で玉掛け作業を行ったこと。荷の下に入って作業を行っていたこと。
9	製造業	ホイール クレーン70 t	6	1	—	飛来、落下	ラフテレーンクレーン（つり上げ荷重70tでトラックから鋼材をつり上げて降ろしていたところ、つりクランプが外れて鋼材が落下し、つり上げた鋼材の向きを変えるため、近づいて手で直接鋼材を回していた被災者（玉掛け者）が下敷きとなった。	無資格で玉掛け作業を行ったこと。
10	建設業	クローラ クレーン 2.92 t	8	1	—	激突され	クレーン仕様のドラグショベルをクレーンとして使用し、使用済みのバケットをトラックに積み込む作業中、ドラグショベルのバケットの裏面に取り付けられたフックにチェーンを掛け、その先端にバケットを玉掛けし、ドラグショベルのアーム部分を操作し移動していたところ、つったバケットがトラックのあおりに接触して、その反動でフックから当該チェーンが外れ、チェーンとバケットが落下し跳ねたため、付近にいた被災者がバケットが当たったもの。	ドラグショベルのバケットの裏面に取り付けられたフックに、外れ止め装置が設置されていなかったこと。
11	その他の 事業	車両積載形 トラック クレーン 2.93 t	8	1	—	激突され	被災者は、会社の休日に出勤し、盜難防止用にアウトリガーを張った車両積載形トラッククレーンの洗車作業中、当該トラックを移動させるため、トラックのエンジンを掛けて降りた後、アウトリガーオのスイッチを操作し、アウトリガーを上昇させ地切りしたところ、サイドブレーキが解除されていたため、当該トラックが逸走し、隣に駐車していたトラックのキャビンと当該トラックのアウトリガーに挟まれたもの。	傾斜地でサイドブレーキを解除したまま、アウトリガーを地切りしたこと。

12	建設業	浮きクレーン 50t	9	1	—	激突され	浮きクレーンのブームを定位置に置くため、同僚と船上でフックを横置きする作業を行っていた。当日使用していない補巻ワイヤー（補巻フック用ワイヤー）は、ブームに沿ってクレーン上部旋回体下部の取付金具に掛けて格納していたが、浮きクレーンのブームを下げた際、補巻ワイヤーが緊張し、取付金具が破断。外れた補巻ワイヤーが約30メートル先のフック付近にいた被災者に激突したもの。	補巻ワイヤーが緊張したことに気づかずクレーン作業を続けたため、取付金具が破断するに至ったこと。
13	建設業	クローラ クレーン 200t	9	1	—	激突され	港内にて、長さ8.5メートル幅43センチメートルの鋼製矢板を18枚束ねた荷（約9トン）をクローラクレーンでつり上げ、クレーンの前方左方向に約45度旋回させて防波堤脇の荷置場へ仮置きしようとしていたところ、荷の受取りを行っていた労働者のうち1名の胸部がつり荷とコンクリート防波堤との間に挟まれたもの。	荷の受取り作業を行っていた労働者の配置場所が適切でなかったため、つり荷とコンクリート防波堤との間に挟まれるに至ったこと。
14	建設業	クローラ クレーン2.9t	9	1	—	激突され	災害復旧工事の現場において敷鉄板の搬出作業中、ドラグショベルでつり上げた敷鉄板をダンプ荷台上で荷受けしていた被災者が、敷鉄板とダンプのあたりに挟まれたもの。	作業計画に基づく作業が行われておらず、作業指揮者及び合図者が配置されないまま作業が行われたこと。
15	建設業	ホイール クレーン25 t	10	1	—	飛来、落下	現場で使用する木製トラス（1枚：117kg）13枚を移動式クレーンを使用して、新築中の建物内部から外部へ同時に移動した際に、13枚の木製トラスをベルトスリングで2本づりして、高さ約7mまでつり上げた時、片方のベルトスリングが切れ、つり上げられた木製トラスが落下し、地上で指揮をとっていた被災者に当たったもの。	ベルトスリングの強度が不足していたこと。
16	建設業	ホイール クレーン4.9t	10	1	—	墜落、転落	木造1階建新築工事において、玄関の組立作業を行うに当たり、脚立に歩み板（幅18センチで、2枚重ねで厚さ合計9センチ）を敷いた作業床（高さ1.67メートル）上で、クレーンでつった玄関ポーチ材を固定するため支えていた被災者が作業床から墜落したもの。保護帽を着用していなかった。	保護帽を着用させていなかったこと。
17	建設業	ホイール クレーン25t	10	1	—	墜落、転落	橋梁架設工事に使用したつり足場の解体で、朝顔（パネル2枚を上下に接合し、単管とクランプで固定したもの）を取り外し、橋桁上に設置した移動式クレーンでつり上げる作業中、上部パネル上端部へ玉掛けした後にクランプを外す作業手順であったが、玉掛けする前にクランプを外してしまったため上部パネルが下部パネルとの接合部を支点にして外側に倒れ、上部パネル部で作業をしていた被災者が約20m下の地上に墜落したもの。	作業手順を誤ったこと。
18	製造業	ホイール クレーン50t	11	1	—	墜落、転落	移動式クレーンで鉄骨をつり上げたところ、つり上げた鉄骨が積み重ねていた隣の鉄骨に接触し、積み重ねられていた鉄骨の上にいた被災者とともに落下した。被災者は鉄骨と鉄骨との間に挟まれたもの。	作業者の退避が完了していないにもかかわらず、荷のつり上げを行ったこと。

19	建設業	車両積載形 トラック クレーン 2.63t	11	1	—	激突され	車両積載形トラッククレーンの荷台から、建設機械を当該クレーンを用いて荷台の側方に降ろしている際に転倒し、その下敷きになったもの。アウトリガーの張出しが不十分であった。	アウトリガーの張出しが不十分であり、かつ、過負荷の状態で作業を行ったこと。
20	建設業	車両積載形 トラック クレーン 2.9t	11	1	—	飛来、落下	資材置場で車両積載形トラッククレーンを用いて型枠材（600キログラム）の荷下ろし作業中、玉掛けに用いたチェーンが破断したため、つり荷が落下し、被災者を直撃し、車両積載形トラッククレーン荷台から地面に墜落したもの。	不適切な玉掛け用具の使用によるもの。
21	建設業	ホイール クレーン35t	11	1	—	墜落、転落	急斜面の維持管理工事において、作業員が斜面上で伐木した樹木を移動式クレーンの補巻ワイヤーロープのフックに玉掛けして地上に降ろす作業に当たって、同クレーンの運転手に合図を送るため主巻ワイヤーロープのフックに玉掛けした搬器に乗っていた被災者が高さ約13mから搬器と共に落下した。搬器は、フックに掛けたリングにつながった4本のワイヤーロープによりつられていたが、リングがフックから外れ、落下に至ったもの。	玉掛け方法が不適切であったこと。
22	建設業	ホイール クレーン8.0t	12	1	—	崩壊、倒壊	被災者が、傾斜地に置かれていた鉄製ラック内の高さ約2.46メートルの外壁パネル上端に移動式クレーンのつりクランプをかけるため、外壁パネルに足を掛け乗り上げたところ、鉄製ラックのバランスが崩れ横転し、被災者が鉄製ラックの枠部分と外壁パネルに挟まれたもの。	不安定な傾斜地に置かれているラック内の外壁パネルに乗り上げたことで、バランスが崩れたこと。

(3) 移動式クレーン (22件)

No.	業種	機種 (つり上げ 荷重又は 積載荷重)	発生月	死傷者		事故の型	災害発生状況	災害発生原因
				死	傷			
1	その他の事業	エレベーター 0.15t	1	1	—	はさまれ、巻き込まれ	荷物搬送用エレベーターの点検作業を行っていた被災者が搬器の上端の梁と2階エレベーター出入り口部の上部との間に挟まれたもの。	上昇する搬器を停止させようとしたが、停止ボタンを押せずに搬器が上昇し、被災したものの。
2	陸上貨物運送事業	エレベーター 1.5t	2	1	—	はさまれ、巻き込まれ	エレベーターの搬器の上枠と昇降路のブレース材との間に胸部を挟まれた。なお、エレベーターはホイストの過巻防止装置が作動した状態で停止していた。	安全を確認せず、エレベーターを作動させたこと。
3	製造業	エレベーター 0.5t	2	1	—	飛来、落下	被災者は、病理検査を行う事業場（12号）及び薬品販売を行う事業場（8号）が入居する建物内に設置されたエレベーターのメンテナンス作業を行うためにエレベーターピット内に入ったところ、搬器（幅約1.5m×1.5m 高さ約2m）が落下し、その下敷きとなったもの。駆動用モーターの電磁ブレーキによって停止していた搬器が、モーターと巻上用ワイヤーのドラムを連結するチェーンが切れたことにより落下した。	駆動用モーターの電磁ブレーキによって停止していた搬器が、モーターと巻上用ワイヤーのドラムを連結するチェーンが切れたことにより落下した。

4	建設業	エレベーター 0.45t	4	1	—	墜落、転落	加工場の1階でエレベーターの搬器上に脚立をたて、壁につり下げられていたドリルを取り、脚立から搬器上に降りたところ、搬器を電動チェーンブロックでつっていた鋼材の溶接部が外れ、搬器とともに地下1階まで墜落したもの。	点検作業が適切に行われていなかったため、溶接部の強度が不足していることを確認できていなかったこと(想定)。
5	その他の事業	エレベーター 0.4t	4	1	—	はされ、巻き込まれ	被災者は、1階から2階に上昇していたエレベーターが途中で停止したため、エレベーターの動力を切り、2階の昇降路の扉を開け、上半身だけ搬器に入り、停止した原因である積み荷の引っ掛け取り外していたところ、搬器が落下したため、搬器の天井と2階の床先との間に挟まれたもの。	搬器が動き出さないよう適切な措置を講じないまま作業を行ったこと。
6	建設業	エレベーター 0.9t	8	1	—	墜落、転落	マンション新築工事現場において、ロングスパン工事用エレベーターを使用して、13階に上がったところ、ロングスパン工事用エレベーターの床先と軸体との間隔が48cm開いていたため、その部分から約38m下の1階の地面に墜落したもの。	墜落防止措置、開口部表示等が行われていなかったこと。昇降路と搬器の間が開きすぎていたこと。
7	その他の事業	エレベーター 0.99t	9	1	—	はされ、巻き込まれ	道路建設工事現場において、被災者は、道路端の高欄(コンクリート製囲い)の計測作業をしていた。作業場所の周囲には、工事用ラック式エレベーターが設置されており、被災者が上記高欄をよじのぼり、エレベーター搬器の下に頭を入れて計測していた時、別の作業員がエレベーターの下降操作をし、エレベーター搬器と高欄の間に挟まれ、そのままエレベーターピット9.9m下に落下したもの。	エレベーター搬器下に頭が入れる構造であったこと。エレベーターの周囲の状況を確認せず下降操作したこと。
8	製造業	エレベーター 不明	11	1	—	はされ、巻き込まれ	油圧式エレベーターの油圧シリンダーに接続しているホースからの油漏れの修理を昇降路内に入って行っていたところ、搬器が降下してピットと搬器に挟まれたもの。	搬器が動き出さないよう適切な措置を講じないまま作業を行ったこと。

(4) 簡易リフト(1件)

No.	業種	機種 (つり上げ 荷重又は 積載荷重	発生月	死傷者		事故の型	災害発生状況	災害発生原因
				死	傷			
1	その他の事業	簡易リフト 0.5t	12	1	—	はされ、巻き込まれ	スーパーのバックヤードに設置された簡易リフトを使用して、商品運搬用の台車を2階から1階に降ろそうとしたところ、2階部分で台車が昇降路内側に引っかかり、1階に降りなくなった。そのため被災者は2階に上がり、積降口の戸と搬器の戸を開けたうえ、頭を搬器の中に入れて、台車を動かしたところ、搬器が降下し、被災者が2階床面と搬器天井部に挟まれたもの。	搬器が動き出さないよう適切な措置を講じないまま作業を行ったこと。